

滋賀県議会議員

まなぶ

Kunori Manabu Report

年末年始
特別号
VOL.62

九里学レポート

くらしのご相談やご意見など
ございましたらお気軽に

くのり学事務所へ

TEL.077-558-1809/FAX077-558-0665

「30秒のインスタグラム」
日々更新中!f kunori-try.jp
ホームページ

みてね!!

(事務所・自宅) 〒520-3001 滋賀県栗東市東坂409-3

✉ 8313@kunori-try.jp

〈発行責任者/九里 学〉編集責任者/米津 進

新年あけまして
おめでとうございます

皆様方には健やかに希望に満ちた新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。県民市民の皆様のお陰様で県会議員として新たな年を迎えさせていただくことができました。県民市民のご要望をおききし、地道にひたむきに日々続けることの大切さを肝に銘じ、熱意と誠意と創意をもって活動してまいります。本年もどうぞよろしくお願い致します。

令和八年二月吉日
完全無所属
滋賀県議会議員 九里学

地道に!!
頑張ろう!!

くのり まなぶ

くリーンで身近な
ひらかれた県政のために

九里学
くのり令和7年
11月~12月上旬
レポート

県議会11月定例会本議会で知事・教育長・健康医療福祉部長
文化スポーツ部長・子ども若者部長に九里学が質す

[以下 Q は九里質問 A は県側答弁] [一部抜粋]

滋賀県立聾話学校及
び創立者西川吉之助
氏に関する歴史資料
の保存活用について

Q…聾話学校に伝わる歴史資産の意義と資料の価値評価、保管状況の検証について伺います。

A…資料の価値評価・歴史的意義および保管状況についてですが、聾話学校に保存されている初代校長、西川吉之助ゆかりの資料の数は、本県における聾覚障害教育の歴史を示す、貴重なものであると認識しています。

現在、学校にある専用の資料室に保管されているものの、温度・湿度管理はできておらず、歴史資料として保存環境に課題があると考えています。

Q…西川吉之助氏の功績を世に伝え、所蔵資料を保存・展示するための記念図書館・資料館の新設について伺います。

A…資料館の新設等については、一般の方々に、これらの資料とともに、本県における聾覚障害教育の歴史を知っていただくことは非常に意義があると考えています。

まずは、一般への公開を見据えて、資料等の分類・整理を進める必要があるのではないかと考えています。

Q…県立聾覚障害者センターで各資料を展示することについて伺います。

A…県立聾覚障害者センターは、聾覚障害者だけでなく手話や要約筆記を学ばれる方等にも利用されている施設であります。施設内に西川氏の資料を展示し、本県の聾覚障害者教育の歴史について知っていただくことは、聾覚障害に対するより深い理解や学びにつながるものと考えます。展示できるスペースに限りがありますが、教育委員会から御相談があれば、施設管理者と連携を図りながら、検討したいと考えています。

Q…県立公文書館や博物館などにおいて展示・活用する取組を進めることについて伺います。

A…県立公文書館の職員の方に、聾話学校に保存されている資料等を今回確認をいただきました。そうしますと「歴史資料として重要なものがある」というふうなご認識でございました。県立公文書館とも連携をさせていただきながら、資料等の分類・整理を進めつつ、今後、公文書館での「企画展示」なども含めて、多くの方に知っていただけるよう、そういった機会が持てるようしていきます。

Q…県指定文化財の指定に必要な県文化財保護課のサポートについて伺います。

A…まず、指定にあたりましては、「文化財保護審議会」に諮問をすることになります。そのためには、学術的な価値や歴史的な位置づけなどについて研究を行い、文化財的な価値を整理していくことが必要となります。

今後、資料所管部局（教育委員会・障がい福祉課）が中心となり、調査等を進められる中で、県指定文化財等を目指すということになれば、当部においても必要となる調査への助言でありますとか、資料作成のサポートを行うことにならかと考えております。

県立聾話学校創立者
西川吉之助氏の銅像
（11/20～12/1・川辺）

Q…私は創立 100 周年記念事業の開催をすべきと考えます。教育長の所見を伺います。

A…記念事業については、学校の周年行事などに、各学校の主催により、PTA や同窓会等の協力を得て実施されているものと認識しています。

聾話学校 100 年の歩みを、「次世代にどのように伝えていくか」といったことも含め、教育委員会としてどういった取組ができるかといったことについてまずは考えていきたいと存じます。

こども誰でも通園制度
について

Q…国の制度創設の「背景」について伺います。

A…0 歳から 2 歳の子どもの約 6 割が、保育所等に通っていない、いわゆる「未就園児」でございまして、「孤立した育児」により不安や悩みを抱える子育て家庭があるなか、全ての子どもや子育て家庭への支援の強化が課題となっていたと認識しています。

こうした「背景」のもと、国においては子どもの良質な成育環境を整備するとともに全ての子どもや子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずな形で支援を強化するため、「こども誰でも通園制度」が創設されたことと承知をしています。

Q…制度の「目的」をどのように県として整理しておられますか。

A…本制度の目的は、子どもを中心に、子どもの成長の観点から、良質な成育環境を整備することと承知をしています。この制度は、子どもにとって他の子どもや保育者との関わりが広がり、親や祖父母との関わりが広がることで、子どもの成長に資する豊かな経験が得られるなど意義があるものと考えています。

また、この制度を利用する保護者が、専門的な知識や技術を持つ保育士と関わることで、自身の子育ての孤立感や不安感の解消につながる事業であるというふうに考えております。

Q…「一時あずかり保育」との違いは何ですか。

A…一時預かり事業は、週に数回の短時間労働、病院への通院やレスパイトなど、保護者都合による一時的な利用であり、市町が地域の実情に応じて判断し実施するものです。一方、この「こども誰でも通園制度」は、集団生活や多様な経験を通じて子どもの育ちを応援するために、子どもが継続的に保育所等へ通園する制度であり、国の言い方を借りますと「こどもまんなか」の視点で実施される制度とお聞きしています。令和 8 年度からは新たな給付として、すべての市町で実施が義務化されたものです。

Q…先行して取り組む米原市の成果と課題をどう分析されていますか。伺います。

A…米原市から報告された事業実績を確認しましたところ、本事業の利用による園生活の経験が、子どもの成長や保護者の安心感につながっているという成果確認ができています。

一方、月 10 時間の利用上限があり、定期的に利用するには時間数が少なく、利用時間について検討の余地があること、また、子どもが満 3 歳になりすると制度が利用できなくなり、保育所等への入所が必要となった場合に、受入可能な施設の確保がなかなか難しいということなど、満 3 歳到達後の保育施設等へのつなぎに課題があることがわかっております。また、経験豊富な保育士を配置・確保するためには、現行の補助基準単価では十分ではないこと、こういったことが事業運営における課題であると認識をしています。

Q…県内 19 市町の準備状況について伺います。

A…米原市は、先ほど申し上げましたように、令和 5 年度の試行的事業から継続して実施をされています。

本制度は、令和 8 年度から新たな給付としてすべての市町で実施が必要となりますことから、その他の市町においても、住民ニーズの把握や必要量の推計、それに基づきます「子ども・子育て支援事業計画」の変更、認可基準および認定基準の条例制定や改正、実施施設との調整といった各種準備を進めていただき、多くの市町が公立園での実施を予定しているというふうに聞いております。

Q…制度実施にあたり、市町や保育現場からはどのような課題を聞いていらっしゃるでしょうか。伺います。

A…制度実施にあたりましての課題として、県内の市町や保育所などからは、待機児童が発生し、保育士確保が難しいなか、受け皿を確保することが困難である、事務負担や事業者の経営負担が増加するといったお声を伺っています。

また、先ほど答弁しました、一時預かり事業との違いについて、住民に分かりやすく周知することと苦慮しているといった声も聞いています。

Q…制度が県内の子育て世代にどのような良い影響を与えようとお考えですか。伺います。

A…本制度は、保護者の事由を問わず利用できますことから、子育て世代にとっては、子育ての悩みや不安を保育士に聞いてもらい、子育てのアドバイスを受けることで、育児の孤立感や不安感の解消につながるほか、子どもと離れる時間をもつことで保護者自身が心身ともにリフレッシュでき、親子関係にも良い影響を与えるものと考えています。

また、地域の見守りや支援が必要な子どもや子育て家庭を早期に把握し、適切なサポートとできる機能も期待されていることから、地域の子育て支援の充実にもつながると考えております。

Q…令和 8 年度からの制度開始が迫る中、市町や実施を希望する施設にどのような具体的支援を県として行うのか。

A…県内市町が、お互いに課題等について意見交換しながら、制度実施に向けた準備を円滑に進めていただけるよう、県独自の取組として、市町間で意見交換を行う場を設けているところです。

今年度は、6 月にこども家庭庁担当者を招へいた意見交換会、7 月に先進地自治体の事例検討会を開催し、また、11 月には、各市町の進捗状況を確認しながら改めて意見交換会を開催したところです。

さらに、制度実施に向けて準備が必要な項目については、こども家庭庁が作成しておりますチェックリストを利用しながら、県内全市町で準備状況を共有しフォローアップも行っています。更に来年 4 月の開始時期に間に合うよう指導、助言に努めているところです。

Q…月 10 時間の上限利用枠は少なすぎると思えますが妥当でしょうか。

A…国においては、給付制度として、全国自治体において対象となる全ての子どもが等しく利用できる制度とするため、受け皿確保の状況や保育人材の確保が課題となっている現状を踏まえ、利用時間を「月 10 時間」とする方針を示しているところです。

一方で、子どもが保育所になれ、安心して過ごせるようになるまでには時間を要する例があるりも現場の方からお聞きしているところです。こうしたことから地域の実情に応じて利用時間などを柔軟に対応できる制度として利用するよう全国知事会を通じて要望しているところです。

「こども誰でも通園制度」
（11 月一般質問）のため定期あす知府教育
委員会で報告し、議決を受ける。（11/28 日・大津）

令和 7 年 12 月 5 日 一般質問登壇



一部手話で
質問する

QR コードを読み取り
議会内容をご覧下さい

Q…制度運営上の課題に県として今後どう対応されますか。

A…対象児童の年齢、利用時間、事業運営に必要な財政支援にかかる改善については、これまでから県として、また先ほど申し上げたとおり全国知事会を通じて国に対して要望をしております。今後もあらゆる機会を通じて、現場の意見をしっかりと国にはお伝えしていきます。

また、受け皿の拡充については、より多くの保育所等で事業を実施していただけるよう市町担当者会議や保育団体が開催します「園長向けの行政説明会」などの場において、県からも積極的に働きかけをしていきます。

Q…本県では待機児童や保育士不足が深刻な状況の中で、制度を担う保育人材の確保にどう取り組まれているのでしょうか。伺います。

A…令和 7 年度においては、保育士・保育所支援センターによる保育士の就職、再就職や就業継続等の支援に加え、潜在保育士に対するインターンシップなど就職支援を強化しておりますほか、新たに SNS を活用した保育の魅力発信にも取り組んでいるところです。

さらに、令和 8 年度からは、地域限定保育士試験を実施し、保育士有資格者を更に増やしていくことにも取り組んでいきます。「こども誰でも通園制度」は、一時預かり事業と同様に県が実施します「子育て支援員研修」の修了者も制度を担う保育従事者として認められることから「子育て支援員」の研修の受講についても積極的に呼び掛けていきたいと考えております。

こうした取組を通じて、制度の円滑な実施に向け市町と協力をしながら人材の確保に努めます。

Q…国の「こども誰でも通園制度」開始に向けての知事の「思い」を伺います。

A…この制度は、全ての子どもを育ちを応援し、保護者、保育者、自治体等が一体となって広く子どもの育ちを支えるものです。本県としても「子どもまんなか社会」の実現につながる大変重要な制度であると認識しています。

議員ご指摘のように、様々な課題はありますが市町や保育現場の実情を丁寧にお聞きしながら、より良い制度として実施できるよう制度を支える人材確保への支援や、安定的な財政支援の拡充等を求める「現場の声」を、あらゆる機会を通じて国にお伝えし、制度の改善を促していきたいと存じます。制度の本格実施が目前に迫る中、県内すべての市町において「こども誰でも通園制度」が滞りなく通園できるよう、市町とともに準備を完全に整え、地域全体の子育て環境の充実に向け全力で取り組んでいきたいと存じます。



12/6
掲載されるに
掲載されるに